

ミツヒロニュース



5月、新緑の美しい季節です。経営者がスタッフに指示を出す時は、現場での実行率を上げることが目標にすると良いでしょう。例えば、指示項目が10あったとしても、その中から3つ指示を出すと、10言うより、効果が上がるそうです。確実に実施されることにより、次の段階に進めると思います。現場への指示の出し方を今一度検討し、お話し頂ければと思います。 光廣昌史

今月のトピックス

- 贈与税の配偶者控除2,000万円の活用
- 家事消費の税務
- 祖父から孫への教育費の贈与、子の家族への生活費の贈与
- あとがき
愛用品／芸術に触れる

贈与税の配偶者控除2,000万円の活用

(1) 夫婦間贈与に一生に一回の大口無税の特例あり

- イ. 財産の維持形成は夫婦の協力あってのことです。なのに、夫婦間の贈与に税金がかかるのは可哀想というもの。そこで婚姻期間が20年以上経過している配偶者から、居住用不動産（または居住用不動産を取得するための金銭）をもらった場合は、基礎控除110万円のほかに最高2,000万円が控除されます。合計2,110万円の無税贈与が可能になります。
- ロ. 相続税対策のため、今から不動産の名義を一部変更しておきたい場合や、若干でも相続税が課税されると見込まれる場合は、この制度を利用すれば有効です。
- ハ. サラリーマンであれば定年数年前にこの特例を受け、定年後売却して豊かなリゾートライフを楽しむ際には、2人とも3,000万円の居住用財産の譲渡の特別控除が受けられます。

(2) 現金贈与より物件贈与を

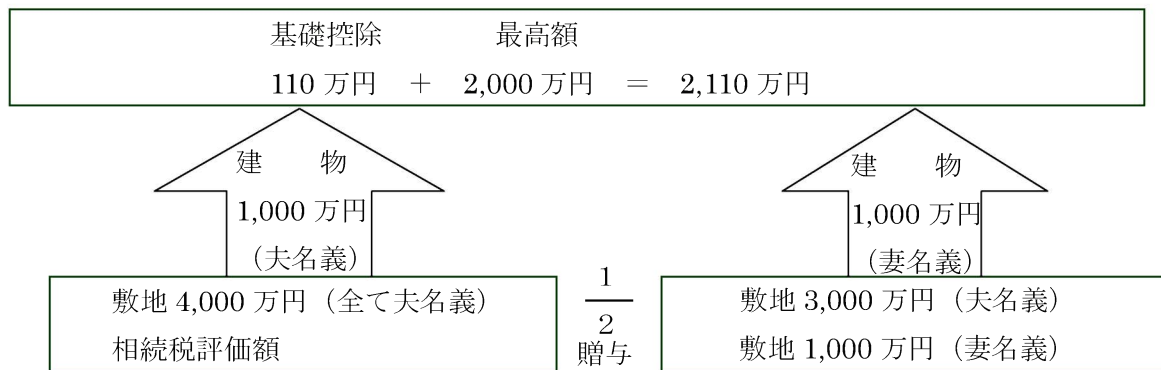
土地と建物の相続税評価額は、それぞれ時価の80%と50%位ですから、現金よりも物件贈与の方が評価額が低いのでより多く贈与が可能になります。

(3) 居住用なら土地でも建物でも贈与はOK

- イ. 土地の贈与と建物の贈与では、土地の贈与の方が有利です。
- ロ. なぜなら、家屋の評価は建物が古くなれば必ず下がるのに対して、土地の評価は上昇する可能性が大だからです。但し、将来売却の可能性のある場合には、建物を1%でも贈与して下さい。

(4) 結婚 20 周年を迎えたら実行しよう

20 年という期間は通算なので、一度別れてもまた同じ相手と再婚して、婚姻期間が合計で 20 年になれば、その他の条件が満たされている限り適用は可能です。※注 戸籍上の年数ですので戸籍謄本を確認してください。



将来売却予定があり、譲渡所得税の 3,000 万円控除を受けるためには、建物の一部を取得することが必要となります。

(5) 店舗兼住宅の一部の贈与を受けた場合の計算

店舗部分が 1/2、住宅用部分が 1/2 の店舗兼住宅であっても居住用部分について適用を受けることができます。店舗兼住宅の一部を配偶者に贈与した場合、通常の間考え方では贈与した部分のうち店舗部分が 1/2、居住用部分が 1/2 になります。しかし、この特例では例外として居住用部分から優先的に贈与したものとみなして、控除を受けることができます。

(6) ただし、無条件ではなく、次の要件が必要です

- イ. 婚姻期間が 20 年以上の夫婦間の贈与であること。
- ロ. 居住用不動産の贈与、または居住用不動産を取得するための金銭の贈与であること。
- ハ. 贈与を受けた配偶者が、その贈与を受けた年の翌年の 3 月 15 日までに、その不動産に居住するか、贈与を受けた金銭で居住用不動産を取得して居住すること、またその後引続き居住する見込みであること。
- ニ. その年の前年以前に贈与税の配偶者控除を受けたことがないこと。

(7) 相続開始前 3 年以内の加算とその例外

- イ. 相続税法に「相続開始前 3 年以内に受けた贈与財産は課税価格に加算する」とあります。
- ロ. 一方、婚姻後 20 年を経た夫婦に与えられている 2,000 万円の贈与税の配偶者控除制度については、相続税の課税価格に同贈与価額は加算しなくてもよいとされているほか、相続開始の年の同制度適用も可能になっています。

以上、贈与税の配偶者控除について簡単に見てきましたが、詳しくは 6 月 8 日 (火) に行われます家族を幸せにする相続セミナー「地主さんのための相続税対策」にて説明いたします。奮ってご参加下さい。

家事消費の税務

◇「家事消費」とは

商品などをお客さまに売るのではなく、自分や家族のために消費することを「家事消費」と言います。魚屋さんが店先にある秋刀魚を夕食の材料にしたとか、ラーメン屋さんがラーメンを店内で家族に食べさせる、というようなことです。

家事消費は、商品仕入が経費となっているのに対応して自分への売上という扱いになります。仕入価格又は販売価額の70%とのどちらか多い方の金額を売上金額としなければなりません。

商品などの消費に対する特例なので、償却資産の家事使用の場合とか、サービス業での自己サービスの場合には出番のない規定と言えます。

◇消費税法での違い

消費税法にも所得税法と同じく家事消費の規定がありますが、見比べると3つの違いがあります。消費税法では、消費だけでなく「使用」をも対象にしています。したがって対象資産も消費目的の棚卸資産等のみならず、使用目的の事業供用資産をも含みます。

それから、売上金額とすべき金額は仕入価格と販売価額の50%とのどちらか多い方の金額とされています。

◇「使用」を対象とするわけ

商品その他の資産の購入だけでは所得や損失は発生しません。しかし、消費税の課税仕入は購入時に発生してしまいます。ここが所得税と消費税の異なるところです。

所得税で償却資産を家事使用することにした場合には、減価償却費について家事部分の費用化はできません。しかし、消費税では購入時に通常、全額課税仕入としてしまっているので、あとで家事使用した場合には過去の課税仕入の変更ではなく、その使用の時にその使用資産を譲渡したものとみなして対応するわけです。

◇家事使用の程度

通達で、「事業の用に供している自動車を家事のために利用する場合のように、家事のためにのみ使用する部分を明確に区分できない資産に係る利用」というようなものは「使用」に該当しない、としています。そんなに神経質にならなくてもよい、との趣旨のように読めます。

祖父から孫への教育費の贈与、子の家族への生活費の贈与

Q. 祖父が孫の大学の学費を支払った場合でも非課税になるのでしょうか。親（祖父から見れば子）に学費を支弁するだけの収入がある場合と、そうではない場合とで扱いは異なってくるのでしょうか。また、祖父と親が同居しており、親に収入があるにもかかわらず、日常の生活費の全額を祖父が負担していたような場合でも非課税とされますか。

相続税法21条の3第1項第2号では「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるものは、贈与税の課税価格に算入しない。」とされており、贈与税が非課税とされています。

「扶養義務者」とは、「配偶者並びに民法 877 条の規定による直系血族及び兄弟姉妹・・・をいう」ものとされています。(相続税法基本通達 1 の 2 - 1)

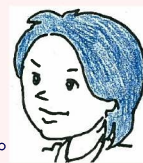
上記問いのように、親(祖父から見て子)に収入がある場合に祖父が孫の学費を支払う場合についての取扱について、贈与税が課せられることはありません。祖父は孫と直系血族の関係であるためです。よって、贈与される金額が教育費として通常必要とされる限り、贈与として認められます。

また、祖父が上記家族と生計を一にしている場合に生活費の全部を負担していたとしても、上記相続税法 21 条の 3 第 1 項第 2 号に規定する生活費に充てるためになされたものである限り、贈与税の対象とされることはありません。

参考文献 贈与税の配偶者控除 2000 万円の活用 「地主さんのための相続税対策」
家事消費の税務 「ゆりかご倶楽部」HP
祖父から孫への教育費の贈与・・・ 「月間資産税通信」税務研究会 より

あしがき

下田です。5月になり、社会人1年生の皆さんも職場の雰囲気慣れてきた頃ではないでしょうか。弊社にもフレッシュマンが1人。職場を新鮮な雰囲気に変えてくれる、初々しく爽やかな存在は気持ちの良いものがありますね。さて今回は、日々の業務において長年に渡り愛用している品を紹介したいと思います。それは『一筆箋』です。一筆箋は、縦18cm×横8cm程の短冊形の細長い便せんのごとで、私の必須アイテムとなっています。社長の代理で書類送付をすることが多いのですが、文章を書くのが苦手なこともあり、当初は何を書けば良いか分からず困っていました。そんな時、受け取った書類に一筆箋に手書きで“ひとこと”書き添えてありました。短い言葉でしたが、相手の方の心遣いが嬉しかったのを覚えています。これなら書くことが苦手な私にも出来る。と思い以来、愛用しています。一筆箋は、罫線がないもの、あっても7行前後なので、難しい挨拶や長文を書く必要がありません。たったひと言感謝の気持ちを添えるだけで充分だと思います。大抵の文具店であれば、レターセットのコーナーに置いてあり、絵柄も様々なので見るだけで楽しくなります。また、旅行先にはその土地ならではのデザインのものが有りますし、先日は美術館のお土産に綺麗な薔薇の絵の一筆箋を頂きました。季節ごとに数種類常備していますが、送る相手に合わせ絵柄を選ぶのも密かな楽しみです。携帯電話やメールが普及し大変便利な時代ですが、時間をかけずひと手間かけることが出来る一筆箋は、小さくても心強い味方となっています。



森川です。最近、なぜか縁のある芸術家の方が故「平山郁夫」さんです。

私がたまにいく安芸郡府中町のもつ鍋屋さんのご主人とお話をしていたところ、ご主人が「わしは、平山と修道で同級生じゃったんじゃ」というお話をされ、平山郁夫さんと戦時中に共に過ごした学生時代の話を伺うにつれ、妙に親近感を持ってしまっていたのですが、先週、尾道に行った際に、瀬戸田町の「平山郁夫美術館」まで行き、御本人が描かれた作品を初めて見るようになりました。私は、絵は得意でもないし、よく分からないのですが、平山郁夫さんの絵は、原子爆弾の投下を経て明らかに違ったものになっているのを強く感じました。全体的に、仏像やシルクロードを通じた景色など、荘厳なテーマが多いのを感じ、観覧室の真ん中にいると不思議なパワーが集まっているようにも感じました。(平山郁夫さんの子供の頃の絵日記もありましたが、やはり小さい頃から上手でしたよ!) 幼少期からの絵の変遷を見ていくことが出来たので、平山郁夫さんの人生が想像できて、こんな絵の見方もあるんだなと初めて(と言って良いと思いますが)面白さを感じ、色んな絵画展を見に行こう!と思いました。また、平山郁夫さんは本も出されていて、「ぶれない」という題名だそうです。納得。原爆を経験されているからこそそのタイトルだと思います。広島人として、広島で戦争を経験されている方が発するものに、もっと目を向けていきたいと思いました。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ/光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

